



事務連絡  
令和5年5月2日

各都道府県・指定都市 障害者施策主管課 御中

内閣府政策統括官（政策調整担当）付  
参事官（障害者施策担当）付

「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」等の公表について

平素より障害者施策の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和3年6月4日府政政調第287号）により御連絡したとおり、令和6年4月1日より施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。以下「改正法」という。）では、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、国・地方公共団体の連携強化や相談対応を担う人材の育成及び確保についての責務が明確化されています。これを受け、先般「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更について（通知）」（令和5年3月14日府政政調第152号）により御連絡したとおり、本年3月に閣議決定されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）においては、相談対応等に当たり、国及び地方公共団体が役割分担・連携協力し、一体となって適切な対応を図ることができるよう、内閣府において、事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表を行うほか、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を行うこと、また、国及び地方公共団体における相談対応を担う人材育成の取組を推進することとされています。

これらを踏まえ、この度、「事業分野相談窓口（対応指針関係）」（以下「相談窓口一覧」という。）の改訂や、内閣府の令和4年度調査研究事業「障害を理由とする差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究」における「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」及び主に事業者を対象とした改正法の周知用リーフレットの作成、各府省庁や地方公共団体等から収集した事例を基にした、「障害者差別解消に関する事例データベース」の構築及び「合理的配慮の提供等事例集」改訂版の作成を行いましたのでお知らせいたします。

また、今後は、内閣府において令和5年度・6年度の調査研究事業として、障害者・事業者・地方公共団体等からの相談に対して適切な相談窓口「つなぐ役割」を担う相談窓口を試行する事業を実施することを予定しております。事業の実施に際しては、同窓口へ寄せられた相談内容に応じて、各地方公共団体の相談窓口等にも連携・協力をお願いすることが見込まれますので、事業の詳細について後日改めて御案内させていただきます。

ケーススタディ集や相談窓口一覧等は以下の URL に掲載しておりますので、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）や関係機関・団体に対して、各政令指定都市におかれましては、関係機関・団体に対して幅広く周知いただき、各地域における障害を理由とする差別の解消や相談体制の整備・強化に向けた取組に御活用いただきますようお願いいたします。

【掲載 URL】

- 内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」

「事業分野相談窓口（対応指針関係）」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou\\_shishin.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf)

「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r04jirei/index-w.html>

「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！リーフレット」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet2.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet2.html)

「障害者差別解消に関する事例データベース」

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

「合理的配慮の提供等事例集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

(担当)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付

参事官（障害者施策担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-6257-1458（直通）

FAX：03-3581-0902

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）（抄）

## 第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

### 1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

#### (2) 国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組

国及び地方公共団体には、様々な障害を理由とする差別の解消のための相談窓口等が存在している。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしているところ、差別相談の特性上、個々の相談者のニーズに応じた相談窓口等の選択肢が複数あることは望ましく、国及び地方公共団体においては、適切な役割分担の下、相談窓口等との連携・協力により業務を行うことで、障害を理由とする差別の解消に向けて、効率的かつ効果的に対応を行うことが重要である。

相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。都道府県は、市区町村への助言や広域的・専門的な事案についての支援・連携を行うとともに、必要に応じて一次的な相談窓口等の役割を担うことが考えられる。また、国においては各府省庁が所掌する分野に応じて相談対応等を行うとともに、市区町村や都道府県のみでは対応が困難な事案について、適切な支援等を行う役割を担うことが考えられる。

相談対応等においては、このような国・都道府県・市区町村の役割分担を基本としつつ、適切な関係機関との間で必要な連携・協力がなされ、国及び地方公共団体が一体となって適切な対応を図ることができるような取組を、内閣府が中心となり、各府省庁や地方公共団体と連携して推進することが重要である。このため内閣府においては、事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表を行うほか、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進め、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取り組む。また、(3)の各相談窓口等に従事する人材の確保・育成の支援及び3の事例の収集・整理・提供を通じた相談窓口等の対応力の強化等にも取り組むこととする。